

甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 8 3 号）が令和 8 年 3 月 3 1 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正したものです。

2 改正の概要

- （１） 国民健康保険税の医療分における課税限度額を現行の 6 6 万円から 6 7 万円に引き上げます。

【第 2 条第 2 項関係】

- （２） 国民健康保険税の子ども・子育て支援金分における課税限度額を 3 万円と定める規定を追加します。

【第 2 条第 5 項関係】

- （３） 国民健康保険税の減額規定において、医療分の課税限度額を現行の 6 6 万円から 6 7 万円に、子ども・子育て支援金分の課税限度額を 3 万円と定める規定を追加します。

【第 2 3 条第 1 項関係】

- （４） 国民健康保険税の減額規定において、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定につき、被保険者の数に乘すべき金額を現行の 3 0 万 5 千円から 3 1 万円に引き上げ、軽減範囲を拡充します。

【第 2 3 条第 1 項第 2 号関係】

- (5) 国民健康保険税の減額規定において、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定につき、被保険者の数に乗すべき金額を現行の56万円から57万円に引き上げ、軽減範囲を拡充します。

【第23条第1項第3号関係】

- (6) この条例は、公布の日から施行します。

【付則関係】

3 その他

- (1) 医療分に係る課税限度額の引き上げにより影響を受ける世帯は126世帯で、約123万円の増額を見込んでいます。

- (2) 5割軽減の範囲の拡充により新たに軽減世帯となる世帯は30世帯で、約129万円の減額、また、2割軽減の範囲の拡充により新たに軽減世帯となる世帯は6世帯で、約22万円の減額を見込んでいます。

- (3) 上記影響額については、令和8年3月31日現在で、令和7年分所得により試算をしており、課税限度額の引き上げ、軽減範囲の拡充を合わせて、国民健康保険税全体で課税額は、約28万円の減額となる試算をしています。